

## 静岡産業大学図書館長及び図書館副館長の任期及び選任に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）の図書館長及び図書館副館長の任期及び選任に関し、必要な事項を定める。

(任 期)

第2条 図書館長及び図書館副館長の任期は、2年とし、再選を妨げない。

(選任の時期)

第3条 図書館長及び図書館副館長の選任は、それぞれ次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 任期が満了するとき。
- (2) 定年退職するとき。
- (3) 辞任の申し出を理事長が承認したとき。
- (4) 欠員となったとき。

2 図書館長及び図書館副館長の選任は、前項第1号及び第2号に該当するときは、任期満了または定年退職の30日以前に、同項第3号または第4号に該当するときは、その事由の生じた後速やかに行う。

(選任の方法)

第4条 図書館長及び図書館副館長の選任は、本学の教授のうちから、理事長が学長の意見を聴いて選任する。

(改 正)

第5条 この規程の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。